平成２４年（フ）第５号
静岡県富士市石坂99番地の12
債務者　鈴木　道弘
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月14日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１７号
東京都立川市富士見町２丁目16番11号ハイツワトスン102号
債務者　大竹　正美
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月22日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３４６５号
横浜市青葉区千草台30番地５　グリーンヒル藤が丘Ｉ503号
債務者　高橋　諭一
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３７号
横浜市南区白妙町４丁目42番地１　ヴァンティアン横濱1208号
債務者　山崎　和子
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５８号
島根県益田市小浜町400番地
債務者　篠原　春樹
1　決定年月日時　平成24年１月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月22日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２３年（フ）第６９７号
川崎市川崎区田町３丁目13番６号、住民票上の住所青森県つがる市森田町森田屏風山１番地107
債務者　小林　信孝
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８０４号
川崎市川崎区塩浜２丁目８番６号　ユナイト塩浜ロザンナ103、申立時の住所川崎市川崎区中島３丁目４番16号　鴨志田ビル301
債務者　千葉　恒孝
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８２４号
川崎市幸区下平間48番地
債務者　近藤　慶幸
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８２６号
川崎市高津区坂戸３丁目10番５―103号　市営住宅
債務者　佐々木榮子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８４４号
川崎市幸区塚越４丁目320番地４　ソフィア・ガーデンズ川崎309
債務者　羽刕由美子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１号
川崎市高津区久末496番地　県営久末アパート12―107
債務者　舩越久紀雄
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６６８号
岡山市北区津高771番地６　津高コーポ106
債務者　小林エツ子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７３３号
岡山市南区曽根331番地３
債務者　髙尾　洋子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３１７号
東京都江東区塩浜１丁目１―13―634
債務者　木村　隆司
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４８号
千葉県成田市本三里塚207―22
債務者　沢田佐代子（旧姓稲葉）
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部